

特別養護老人ホームの長寿命化（大規模修繕）について （令和 7 年度募集）

1 募集施設

県が所管する定員 30 人以上の特別養護老人ホーム（以下、「特養」という。）

※奈良市に所在する特養及び定員 29 名以下の地域密着型特養は対象外。

※大規模修繕の対象施設は 2040（令和 22）年 4 月 1 日までに法定耐用年数を迎える特養に限る。（建築年は建物の不動産登記簿謄本で確認する。）

同一施設において建物が複数棟所在する場合は最も古い棟を基準とする。

なお、法定耐用年数は以下のとおりとする。

①鉄筋コンクリート：47 年、②鉄骨造：34 年、③木造：22 年

※当事業は老朽化状況に応じて毎年度計画的に実施予定。

※本対象事業の選定にあたっては、奈良県社会福祉法人等審査会で適当と認められた計画を対象に、建築後の経過年数等を勘案し、より緊急性の高い計画を優先することとする。

※老人福祉施設の施設整備費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において交付することとし、選定後に補助金の財源確保を行う。適当と認められた大規模修繕計画であっても補助金の交付が出来ない場合があるため、余裕を持った資金計画を策定すること。

2 補助金

（1）1，330 千円×定員数を補助金の上限とし、併設ショート定員は対象外とする。

（2）補助対象経費は、特養の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 %に相当する額を限度額とする。）とする。

（3）補助金の算定方法は、（1）に定める単価に定員数を乗じて得た額と、（2）に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（4）補助対象は特養本体部分に限り、本事業により併設ショート床やデイサービス等にも大規模修繕工事を行う場合は適切に按分すること。

3 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

4 提出期限

令和7年5月30日（金）17：00必着（郵送又は持参に限る。）

5 募集施設の応募要件

応募にあたっては、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 大規模修繕対象施設が土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）でないこと。
- (2) 大規模修繕対象施設が土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等（「以下、「災害イエローゾーン」という。」）である場合、防災対策工事により、当該地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画が作成済であること。
 - イ 大規模修繕対象施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載されていること。
- (3) 令和9年3月31日までに事業完了する計画であること。
- (4) 大規模修繕費について適切な資金計画が策定されていること。
- (5) 財源に借入金を予定している場合は、金融機関と協議がされ、その融資が確実に見込まれること。
- (6) 令和4年度から令和6年度までの国・県・市等による監査結果（運営指導を含む）が良好であり、指導及び指摘事項が改善されていること。
- (7) 非常災害対策計画及び業務継続計画（BCP、災害・感染）を策定していること。
- (8) 大規模修繕とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

ただし、整備区分(1)施設の一部改修は必須工事とし総工事費の50%以上とすること。整備区分(1)施設の一部改修が50%未満の計画は選定しない。

また、整備区分(2)から整備区分(4)のみの工事は認めない。

整 備 区 分	整 備 内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数とは、おおむね10年とする。

(9) 本事業については、原則、一施設につき一回を限度として申請することができるものとする。

7 留意事項

- (1) 整備要望について、同一法人で複数要望する場合、様式1において、必ず事業者で順位付けを行うこと。
- (2) 整備要望受付後の書類の差し替え、削除及び追加については、選定審査の公平・公正を期する観点より、別紙2の「大規模修繕要望の評価・選定について」の採点に影響する内容のもの（受付後に県が採点上、必要と判断し、指示したものを除く）は一切認めないので十分に計画内容を精査のうえ提出すること。
- (3) 提出された整備要望の内容について、虚偽記載又は重大な誤りが判明した場合は、選定後であっても、選定を取り消す場合があること。
- (4) 選定後のスケジュールの目安については、資料2を参照のこと。
- (5) 応募のあった大規模修繕計画は、別紙2「大規模修繕要望の評価・選定について」に基づき評価する。
- (6) 選定後に予算措置を受けたにも関わらず、取り下げを行った法人については、次年度以降の予算措置を行わないなど、原則として優先順位を下げるものとします。